○厚生労働省令第八十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二十三日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表キャリア・コンサルティングの項中「七番六号」を「六番八号」に改め、同表知的財産管理の項中「港区西新橋三丁目十三番七号」を「千代田区一番町二十二番地一」に改め、同表に次のように加える。

ハウスクリーニング	社団法人全国ハウスクリーニング協会（昭和五十五年一月十四日に社団法人全国インテリアクリーニング協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区後楽二丁目三番十号	ハウスクリーニング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　実技試験 二　学科試験	平成二十四年四月二十三日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、関西広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十三日

総務大臣　川端　達夫

一　許可年月日

平成二十四年四月二十三日

二　施行年月日

平成二十四年四月二十三日

三　変更内容

㈠　第二条中「（以下「構成団体」という。）」を「（以下「構成府県」という。）並びに大阪市及び堺市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）」に改める。

㈡　第三条中「構成団体」を「構成府県」に改める。

㈢　第四条第一項第一号中「構成団体である2以上の府県」を「2以上の構成府県」に改め、同条第二項中「、鳥取県」を「鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市」に改める。

㈣　広域連合の経費の支弁の方法を変更する。

○法務省告示第百五十八号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

第一中「第六節1」の下に「又は2」を、「平成二十年度」の下に「又は同二十一年度」を加え、「在留期間の更新を二回受け、かつ、二回目の更新を受けた後に看護師国家試験を受験した」を「滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士国家試験を受験した」に改め、「枠組みにおいて、」の下に「第三に規定する者が」を加え、「看護師国家試験（以下「平成二十三年度試験」という。）を「看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）若しくは平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）又は平成二十四年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）」に改め、「以下同じ。」の下に「又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十三年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）」を加える。

第二の一中「インドネシア人看護師として在留期間の更新を二回受け、かつ、二回目の更新を受けた後に看護師国家試験を受験した者で、本邦に滞在しながら平成二十三年度試験を受験し」を「インドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十三年度看護師試験を受験し、又は平成二十一年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十四年度看護師試験を受験し」に改める。

第二の四中「三において」を「四において」に改め、「特例インドネシア人看護師候補者」の下に「又は特例インドネシア人介護福祉士候補者」を、「病院」の下に「又は介護施設」を加え、第二の四を第二の五とする。

第二の三中「病院」の下に「又は介護施設」を、「（特例インドネシア人看護師候補者」の下に「及び特例インドネシア人介護福祉士候補者」を、「契約を特例インドネシア人看護師候補者」の下に「又は特例インドネシア人介護福祉士候補者」を加え、第二の三を第二の四とする。

第二の二中「第二の六」の下に「及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一」を加え、第二の二を第二の三とし、第二の一の次に次のように加える。

二　特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十四年度介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第三の一中「2及び3」を「1の⑴のロ及びハ（同告示第二の一の1の⑵において準用する場合を含む。）又は同告示第二の二の1の⑵及び⑶」に改め、「同告示第四の」の下に「又は二の」を、「特例インドネシア人看護師候補者」の下に「又は特例インドネシア人介護福祉士候補者」を加える。

第四の一中「及び特例インドネシア人看護師候補者」を「、特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者」に改める。

第四の二及び三中「特例インドネシア人看護師候補者」の下に「又は特例インドネシア人介護福祉士候補者」を加える。

第四の四中「第二の二」を「第二の一の2又は二の2」に、「第二の三」を「第二の一の3又は二の3」に改める。

第四の五中「平成二十四年一月一日」の下に「又は平成二十五年一月一日」を、「平成二十三年十月一日」の下に「又は平成二十四年十月一日」を加える。

第四の六中「特例インドネシア人看護師候補者」の下に「又は特例インドネシア人介護福祉士候補者」を加える。

第五の一中「修得する活動」の下に「又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動」を加え、「平成二十三年度試験」を「平成二十三年度看護師試験若しくは平成二十四年度看護師試験又は平成二十四年度介護福祉士試験」に、「看護師の資格」を「看護師又は介護福祉士の資格」に改め、「インドネシア人看護師候補者」の下に「又はインドネシア人介護福祉士候補者」を加える。

第五の三中「一又は二」を「一又は三」に改め、「特例インドネシア人看護師候補者」の下に「又は特例インドネシア人介護福祉士候補者」を加え、「看護師の資格」を「看護師又は介護福祉士の資格」に改め、「インドネシア人看護師」の下に「又はインドネシア人介護福祉士」を、「指針第五の三の2」の下に「又は四の2」を加え、「手続により在留資格の変更の許可を受ける」を「手続により在留資格の変更の許可を受ける」に改め、第五の三を第五の四とする。